

## (巻末資料 2)

### 平成 28 年度「学校を支える地域と社会教育」関連主要事業概要

**I 地域教育・家庭教育関連事業** 担当：教育委員会社会教育課 地域・家庭班

#### 1 学校支援地域本部等推進事業

(国庫補助事業 学校・家庭・地域の連携協力推進事業、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業)

##### (1) 学校支援地域本部事業

運営委員会、地域コーディネーター、学校ボランティアからなる学校支援地域本部をつくり学校・地域・家庭が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整える。

- ・ 平成 28 年度実施予定 18 市町 97 本部 (国庫補助事業)  
※上記以外に 2 市町で単独実施
- ・ 補 助 市町に対して国、県が 1/3 ずつ補助
- ・ 補助対象 市町運営委員会運営費、諸謝金、学校支援地域本部運営費等
- ・ 研 修 会 学校・地域の連携推進研修会  
(県内地区 5 箇所 7・8 月実施予定)

##### (2) 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校や公民館などを活用して、地域の大人の参画を得て、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動、学習機会を提供する。

この事業は、文部科学省・厚生労働省が少子化対策として実施する放課後子ども総合プランの中に位置付けられており、地域の多様な方々のボランティア参加で成り立つ社会教育活動で、全ての子どもを対象としている。

- ・ 平成 28 年度実施予定 18 市町 125 箇所 (放課後子ども教室)  
※上記以外に 2 町で単独実施  
9 市町 43 箇所 (土曜日の教育活動)  
※上記以外に 1 町で単独実施
- ・ 補 助 市町に対して国、県が 1/3 ずつ補助
- ・ 補助対象 市町運営委員会、諸謝金、備品 (新設又は一体型申請時)、教室運営費等
- ・ 研 修 会 安全管理研修会 (掛川市あすなろ 7 月 16 日実施予定)

## 2 家庭教育支援事業（国庫補助事業：学校・家庭・地域の連携協力推進事業）

すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域において、地域のリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育支援活動を実施する。

### (1) 家庭教育支援推進委員会（家庭教育支援の推進方法の検討）

### (2) 家庭教育支援員養成研修会（家庭教育担当者会）

- ・ 研修会 県内3会場（第1回8月 第2回10・11月実施予定）
- ・ 担当者会 1回（6月15日実施予定）
- ・ 活動内容 家庭教育ワークシートを活用した家庭教育講座の実施方法等

### (3) 家庭教育支援チーム

- ・ 目的 家庭教育支援員を中心に組織した家庭教育支援チームにより、地域の特性に応じた家庭教育支援を実施する。
- ・ 実施市町 17市町（H27：5市 新規：12市町）

※上記以外に4市町で単独実施

### (4) 官民連携家庭教育支援事業

- ・ 目的 企業に家庭教育支援の協力を求め、家庭教育への気運を高める
- ・ 活動内容 県家庭教育担当等による企業訪問  
「ふじのくに家庭教育応援企業」の募集  
企業内家庭教育講座の実施 県教育長表彰

### (5) 平成22年度末に終了となった事業の対応

- ・ 「親学」講座  
各市町教育委員会または各小学校、各中学校で、家庭教育支援員等を活用し実施していただくよう依頼（家庭教育啓発クリアファイルの配付）
- ・ 「お父さんの子育て手帳」、「親学ノート」、「早寝・早起き・朝ごはんカード」ホームページよりダウンロードして入手できるように対応
- ・ 「静岡県家庭の日」  
各家庭でそれぞれの「家庭の日」を設けるよう啓発  
「家庭教育を考える強調月間（11月）」の啓発

### (6) 優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学省大臣表彰（予定）

## 3 「読書県しずおか」づくり総合推進事業

県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣を確立した「読書県しずおか」の構築に、家庭、地域、学校を通し社会全体で取り組む。

### (1) 読書活動推進会議の開催

- ・ 構成 図書館、学校、民間、行政等の各代表者、学識経験者

- ・ 開催回数 3回

(2) 県民への啓発広報

- ・ 読書ガイドブック『本とともにだち』あかちゃん版・幼児版・小学生版・中学生版の作成  
県内の新生児、幼児（年少園児）、小学1年生及び中学1年生に配布
- ・ ホームページ（読書県しずおかBook サイト）による情報提供
- ・ 県・市町子どもの読書活動推進担当者連絡会・研修会（県立中央図書館 6月実施予定）

(3) 静岡県子ども読書アドバイザー養成講座

- ・ 期 日 7月、8月、10月の3日間を予定
- ・ 内 容 講義、実践報告、グループワーク等 30時間程度の講座を2年間で実施
- ・ 受講者 市町からの推薦による読書ボランティアリーダー等 40人程度
- ・ 7月、8月は、認定済みのアドバイザーのフォローアップ研修として実施

(4) 第2回静岡県高等学校ビブリオバトル

- ・ 日 時 平成28年9月17日（土）午後1時30分より
- ・ 会 場 県立中央図書館講堂

(5) 大人の読書活動の推進（中央図書館と連携して実施）

- ・ 読書推進講演会「ふじのくにブックレクチャー」
- ・ 社会人講座「大人のたしなみセミナー」

#### 4 地域における通学合宿推進事業

子どもたちが異年齢集団での共同生活のなかで生活体験する機会を設定することで、お互いの立場を理解し協力し合う心を育む。事業を通じて大人たちのボランティア参加を促し、新たな地域コミュニティーを創出し、地域での子育て支援体制の整備を促進する。

(1) 事業内容

- ・ 地域の施設を拠点に異年齢集団（3以上の異なる学年の児童・生徒）が共同生活を行う。
- ・ 新たに防災体験等を行なう短期通学合宿を事業に取り入れ、地域の実状に応じた取組を推進する。

- (2) 補助金額 長期新規団体：10/10、27万円 長期継続団体：10/10、20万円  
中期新規団体：10/10、13万円 中期継続団体：10/10、7万円  
短期新規団体：10/10、7万円 短期継続団体：10/10、4万円以内  
（長期：6泊7日以上、中期：2泊3日以上 短期：1泊2日）

- (3) 実施団体 PTA、自治会、青少年団体、子ども会など地域の関係団体から構成される実行委員会など
- (4) 実施規模 190 箇所程度

## 5 子どもをはぐくむ地域教育推進事業

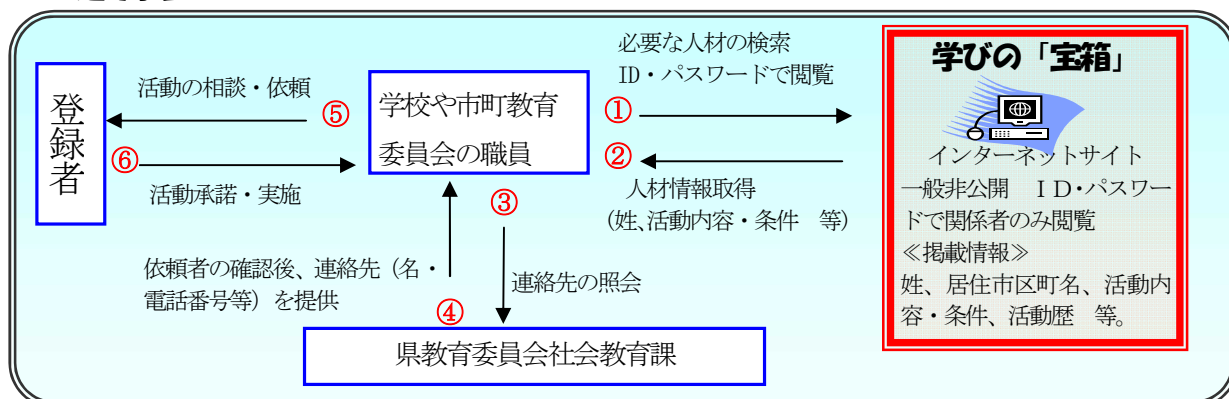
地域の教育力の向上に資する人材を養成し、地域で子どもを育む体制づくりを推進するとともに、学校支援地域本部、放課後子ども教室、通学合宿、その他地域の教育活動に関わる人の交流の機会を設け、ネットワークを広げることで、組織・活動の活性化を図る。

- (1) 事業内容 県内2会場で「地域コーディネーター養成講座」を開催
  - (2) 日 程 7月～11月の土曜日を予定
  - (3) 会 場 中西部地区、東部地区の2会場
  - (4) 受 講 者 各地区地域住民等 30 人程度を予定
  - (5) 内 容 地域コーディネーターの役割、実践事例の紹介、意見交換会  
子どもを育む地域活動団体表彰 等
- ※7・8月講座は「学校・地域の連携推進研修会」として実施  
 ※11月講座は、「子どもをはぐくむ地域教育推進事業交流会」として、養成講座受講生以外にも参加者を広げ、交流・情報交換の場とする。

## 6 生涯学習情報発信事業

- (1) 生涯学習情報発信システム「まなぼっと」の運営  
ライフステージや多様なニーズに対応した情報を発信する。
- (2) 学びの「宝箱」(地域人材バンク)  
人材情報をまとめ、人材が検索できるインターネットサイトを通じて学校や教育委員会に情報提供する。地域人材の有効活用により、学校教育活動及び社会教育活動の多様化と充実を図る。

### ＜ 運用図 ＞



## 7 防災キャンプ推進事業

(国委託事業 「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業」)

「地域」を基礎として、家庭、学校、青少年関係団体、NPO 等をネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施等を円滑に進めるための「地域プラットフォーム」を形成し、青少年の体験活動を推進する。この事業の1つとして、学校等を避難所とした生活体験や防災教育プログラム等を行う「防災キャンプ」を実施する。

- (1) 実施市町 新規1(清水町) 継続4(富士市、河津町、南伊豆町、掛川市)
- (2) 実施内容
  - ・ 各地区で設置する地域プラットフォームによる防災キャンプの実施
  - ・ 防災キャンプの成果の取りまとめ、普及・啓発

## II 青少年育成関連事業

担当：教育委員会社会教育課 青少年班

### 1 青少年指導者の育成

#### (1) 青少年指導者級別認定事業

##### ア 概要

- ・ 一定の基準を設けて級位(初級、中級、上級)を認定する。
- ・ 市町等が主催する様々な事業で継続して活動する青少年指導者を増やすことにより、地域全体で豊かな人間性をもつ子供・若者の育成を進める。
- ・ 平成28年度当初より、要綱を改正する。

##### イ 要綱改正の趣旨

県教育委員会、市町教育委員会・市町担当課(室)、事業主催者の三者が連携して養成した青少年指導者を積極的に活用する環境を整える。

##### ウ 要綱改正の概要

##### (ア) 中級認定要件の整理

- ・ 中級青少年指導者養成事業修了時の研修時間と、他事業での活動時間を含めて60時間以上の活動実績があれば認定できるようにした。
- ・ 「満1年以上の積極的な活動の実績を有する」ことを中級認定要件から廃した。

##### (イ) 中・上級認定までの流れの簡略化

- ・ 事業主催者・認定希望者が、県教育委員会に級別認定の申請を行うこととした。
- ・ 県教育委員会は、認定者に直接、認定証を交付することとした。

##### (ウ) 認定指導者の積極的活用

- ・ 県教育委員会が、市町教育委員会等に対して管内居住の認定者を報告する

こととした。

- ・ 市町教育委員会等は、青少年指導者に対して活動の機会の確保や情報提供を行うとともに、主催事業での積極的な認定指導者の活用に努めるよう明示した。
- ・ 事業主催者は、認定者の指導者登録を行うとともに、主催事業での積極的な活用に努めるよう明示した。

#### エ 市町依頼事項

- ・ 積極的な青少年指導者養成事業申請（単独では研修時間が足りないため、青少年指導者養成事業として申請していない事業でも、組み合わせで申請可能）

### (2) 青少年野外教育スタッフ養成事業《中級青少年指導者認定事業》

- ア 趣 旨 県立青少年教育施設において、野外教育指導者として必要となる知識・技能を習得させる研修会を実施する。

#### イ 概 要

(ア) 期 日 6月～12月 各所4～5回実施

(イ) 会 場 県立青少年教育施設4所

(ウ) 対 象 一般県民、大学生等

### (3) 青少年ピアカウンセラー養成講座《初級青少年指導者認定事業》

- ア 趣 旨 思春期の青少年の様々な悩みに対応できる「青少年ピアウンセラ―」を養成する。

#### イ 概 要

(ア) 期 日 セミナーは、6日間実施（9月～11月を予定）

(イ) 会 場 県庁（予定）

(ウ) 対 象 県内在住の概ね18歳から20歳までの者（高校生を除く）30名

(エ) 内 容 ピアカウンセリングの理論と実践、子供を取り巻く様々な課題ほか

## 2 青少年団体の育成

### (1) 地域青少年活動総合推進事業（平成28年度より事業廃止）

#### ア 今後の対応

- ・ 子どもゆめ基金（独立行政法人国立青少年教育振興機構（内閣府））、若しくは青少年育成会議の「県民運動推進事業費補助金」の紹介。

### (2) 次代を担う青少年育成事業

- ア 趣 旨 青少年の活性化を図るため、青少年の健全育成を図るための県域で活動を行っている事業の委託及び団体への助成を行う。
- イ 内 容 少年団体指導者養成事業、子ども会指導者組織強化事業、青少年地域活動指導協力事業

### 3 青少年の各種体験

#### (1) 県立青少年教育施設における自然生活体験事業

- ア 趣 旨 異年齢での集団生活や自然の中での体験活動を通して学ぶ自然生活体験事業を実施する。
- イ 概 要
- (ア) 期 日 8月 5泊6日～9泊10日 (所により異なる)
- (イ) 対 象 小学5年生～中学生 40～80名 (各所募集人数による)
- (ウ) 内 容 テント泊、キャンプファイヤー、沢登り、磯遊び、カヌーなど
- ウ 市町依頼事項
- ・ 管内小中学校へ、募集要項等の配付 (県より4月上旬依頼)

### 4 静岡県青少年育成会議の運営

#### (1) 総会・研修会

- ア 趣 旨 県青少年育成会議会員が一堂に会し、活動テーマ「子ども・若者の社会参加と社会参画を促す県民運動の活性化」を共有し、子ども若者育成支援活動についての理解を深める。
- イ 概 要
- (ア) 期 日 6月9日 (木)
- (イ) 会 場 静岡県青少年会館
- (ウ) 内 容 ・ 事業報告・収支決算報告(H27)、事業計画・収支予算(H28)
- ・ 事例発表(2団体)及びグループワーク

#### (2) 子ども・若者育成支援強調月間大会 in 磐田の開催

- ア 趣 旨 県と市町との共催により、県民の子ども・若者育成支援運動に対する周知及び一層の発展を図る。
- イ 期 日 11月19日(土) 午後1時30分～午後4時
- ウ 会 場 竜洋なぎの木会館
- エ 内 容 基調講演+開催市町独自内容
- オ 市町依頼事項
- ・ 大会内容の市町への積極的広報

#### (3) 青少年団体等の顕彰

ア 趣 旨 市町や学校等の推薦により、青少年健全育成に積極的に取り組んでいる個人・団体を称揚する。

イ 表 彰 11月の子ども・若者育成支援強調月間内に、県庁内で表彰式を実施予定

ウ 市町依頼事項

- ・ 各市町の健全育成担当者に顕彰の要項送付（7月）
- ・ 学校教育課や市町内の各種団体との連携、広報

#### (4) わたしの主張

ア 趣 旨 中学生年齢の青少年が自分たちの生活を見つめ直し、問題意識を高めるとともに、青少年健全育成に対する県民の理解・関心を深める。

イ 県大会

(ア) 期 日 8月19日（金）

(イ) 会 場 袋井市立中央公民館

(ウ) 対 象 学校関係者・児童生徒・健全育成関係者等 500人程度

(エ) 発 表 者 静東・静西教育事務所管内8人、  
静岡市2人、浜松市2人 開催市1人 計13人

(オ) そ の 他 地元中学生による「共感賞」は継続。発表者からはもれたものの最終審査まで残った作品に対しても賞状を与えることとする。

ウ 市町依頼事項

- ・ 応募作品の取りまとめ、県への送付
- ・ 健全育成関係の大会や既事業又は広報紙等での発表の場の設定

#### 【参考】

- 関東甲信越静ブロック大会(10月下旬)
- 全国大会「少年の主張」(11月13日)  
国立オリンピック記念青少年総合センター

## 5 県民への啓発

### (1) 青少年の非行・被害防止強調月間（7月）

ア 趣 旨 関係機関・団体と地域住民が相互に協力・連携し、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施。

イ 概 要

(ア) 4月中旬 広報啓発用リーフレットの必要部数調査

(イ) 5月下旬 県から各市町、関係機関へ実施依頼、実施要項送付



- (ウ) 6月上旬 一斉夏季少年補導・立入調査実施予定日の報告（県が取りまとめ、関係機関へ連絡する。）
- (エ) 6月中旬 各市町は実施に向けて、学校、警察等関係機関と連携調整  
県から各市町へ広報啓発用リーフレットを送付
- (オ) 7 月 各市町で実施（キャンペーン等の広報啓発活動、研修会の開催等）
- (カ) 8月下旬 実施結果の報告（集計結果は9月上旬に各市町、内閣府へ報告）

## (2) ユースサポーター制度

ア 趣 旨 教職員退職者等から有志者を募り、少年補導活動等を自主的に実施することにより、青少年非行防止、健全育成活動を推進する。

イ 制度の概要

- (ア) 身分等
    - ・ 静岡県教育委員会委嘱
    - ・ 2年任期（再委嘱可）
    - ・ 無報酬
    - ・ ボランティア保険に加入（県教委負担）
  - (イ) 活動内容
    - ・ 非行少年及び不良行為少年の発見補導に関すること。
    - ・ 秘密厳守、人権侵害行為の禁止 など
- ※ 「ユースサポーター制度運営要綱」を参照

ウ 市町依頼事項

- ・ 各市町に居住するユースサポーターと連携した少年補導活動を実施する等、本制度の積極的な活用。（本年6月中、新規名簿を送付予定）

## (3) 地域の青少年声掛け運動

ア 趣 旨 「声掛け運動アンバサダー（親善大使）」に委嘱した女優の藤田弓子氏の協力を得ながら、県民総ぐるみの運動となるよう推進する。

イ 声掛け運動アンバサダーによる基調講演

- (ア) 平成27年度中は、牧之原市、三島市、小山町の3市町との協働による基調講演を開催し、参加者に本運動の必要性、参加呼びかけを行った。
- (イ) 平成28年度は、袋井・浜松市の2市において、基調講演を共同開催予定。

ウ 概 要（手続）

(ア) 参加申込受付

参加者に「実行章（バッジ）」、「声掛け運動のリーフレット」を渡す。

(イ) 参加者集計

前期（10月末まで）、年間（3月中旬まで）の参加者を集計し、社会教育課に報告。（集計結果は各市町へ報告するとともに、県HP等に掲載する）

エ 実 績 参加者累計36万7,518人（平成28年3月末集計）

オ 市町依頼事項

- ・ 管内の学校やPTA等へ参加呼び掛け。

## 6 青少年を取り巻く有害情報環境対策

### (1) 「ケータイ・スマホルール」アドバイザー 養成講座

ア 趣 旨 家庭で話し合っ規則を決めることの大切さを保護者に伝えるアドバイザーを養成する。

#### イ 概 要

- (ア) 期 日 講座実施：9月から10月までのうち2回実施  
(受講者の推薦募集期間は5月25日(水)～7月13日(水))  
修了生による伝達講習：講座終了後(10月～)
- (イ) 会 場 静岡・浜松・沼津・伊東の4会場
- (ウ) 対 象 地区PTA連絡協議会からの推薦者(1名以上)、市町健全育成会、家庭教育支援員、一般保護者等
- (エ) 講 師 ネット事業に詳しい県内のNPO法人理事長、警察 等
- (オ) 内 容 正しく安全にネット環境を利用するための規則作りについて「親子で話そう!!我が家のケータイ・スマホルール」を活用し、アドバイスする方法を学ぶ。
- (カ) 費 用 無料(交通費の支給なし)

#### ウ 市町依頼事項

- ・受講生の募集に関して、資質のある適任者へ講座の紹介をする。
- ・可能な範囲で講座を視察し、アドバイザーについて理解とつながりを深める
- ・学校教育所管課と連携し、所管する学校へアドバイザーの周知と活躍の場の確保

### (2) 小中学校ネット安全・安心講座

ア 趣 旨 官民協働事業として、携帯電話会社等のノウハウを活用して「親子で話そう!!我が家のケータイ・スマホルール」(家庭での規則づくり)の啓発やフィルタリング普及を図る。

#### イ 概 要

- (ア) 期 日 4月～平成29年3月17日
- (イ) 会 場 県内各小・中学校
- (ウ) 対 象 小学校4～6年生、中学校1～3年生、保護者(親子合同でも、単独でも可)、教職員
- (エ) 講 師 ドコモCS東海 KDDI株式会社 (株)DeNAカスタマーサービス部  
LINE株式会社
- (オ) 内 容 ・ 授業時間1時間扱い(小学校45分・中学校50分)  
・ 携帯電話その他ネット接続端末機器の利便性と危険性及びフィ

ルタリングについて学習する。

(カ) 費用 無料

ウ 市町依頼事項

- ・ 市町内小中学校への積極的広報(余裕を持った申込みを)

### (3) 「親子で話そう!!我が家のケータイ・スマホルール」カレンダー配布

ア 趣 旨 インターネットの安全利用のための親子のルール作りの普及推進

イ 概 要

(ア) 配布時期 3月上旬

(イ) 対 象 小学校新6年生・中学校新3年生の全保護者

(ウ) 配布場所 小学校、中学校 (学校教育所管課を通じて配布)

## 7 青少年環境整備条例の施行

### (1) 立入調査活動

ア 趣 旨 条例の適切な施行を図るため、県職員、県立学校教員、市町職員等を立入調査員に指定し、7月に県内一斉立入調査を行う。

イ 概 要 ・ 3月上旬 各市町へ新規推薦依頼 (〆切 4月中旬)

※ ボランティアの実態調査を併せて実施予定

・ 6月1日 新規立入調査員指定 (任期3年間)

・ 6月16日 新任立入調査員研修会の開催

・ 7月 県内一斉立入調査の実施 (報告〆切 8月下旬)

ウ 備 考 平成28年度より、各市町から推薦を受け、委嘱を受けた立入調査員のうち、公務員の身分を有さないボランティアの身分にある調査員に対し、県がボランティア保険に一括加入することとした。

### (2) 環境実態調査

ア 趣 旨 条例で定めのある店舗等の営業実態を各市町で調査し県がとりまとめる。

イ 概 要 ・ 9月下旬 各市町へ調査依頼

・ 10月～1月 調査実施 (結果報告〆切 1月中旬)

・ 2月 結果を取りまとめ市町へ送付

### (3) 条例の一部改正

風適法の一部改正に伴う関係条文の改正(平成27年12月25日交付)

## 8 青少年の国際交流

### (1) 日中青年代表交流

ア 趣 旨 静岡県内の各分野の青年代表が、中国浙江省の青年代表との交流を通して人脈形成や情報交換等を行うとともに、参加後、継続的に日中交流に関わることにより、発展的な協力関係を築く。

イ 概 要

(ア) 対 象 日中の友好交流の促進や相互発展への取組に参加する意志のある、県内各分野の20代から40代までの青年 30名

(イ) 内容 (予定)

交流・セミナー	月 日	内 容
第1回セミナー	7月2日 (土)	開講式、オリエンテーション、グループワーク 等
第2回セミナー	7月30日 (土)	中国事情講座、浙江省交流ガイダンス、等
浙江省交流	8月12日 (金) ～19日 (金) 【7泊8日】	浙江省内視察、現地青年との交流プログラム 歓迎レセプション、グループ別研修、 現地・日系企業視察、上海市内視察 等
第3回セミナー	10月1日 (土)	浙江省交流報告、静岡県交流ガイダンス 等
静岡県交流	10～11月 【3泊4日】	ホームステイ、歓迎レセプション 青年意見交換会、静岡県内(企業・施設)視察 等
第4回セミナー	12月17日 (土)	交流報告会、閉講式

(ウ) 費 用 15万円

ウ 市町依頼事項

- ・ 市町の各分野に対する事業の広報
- ・ 市町職員の参加及び所管小中学校の教員応募者に対する教育委員会の推薦

## 9 困難を有する子ども・若者の支援

### (1) 青少年交流スペース「アンダンテ」の設置運営

ア 趣 旨 高校生相当年齢から30歳代までの「社会的ひきこもり」傾向にある青少年の円滑な社会復帰を支援するため、本人及びその家族に対して、個別面談、電話相談、フリースペースの提供等を行う。

イ 概 要

(ア) 設置場所 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」5階  
電話 054-255-0600

(イ) 開設日 週6日(月)～(土) ※ 第3土曜日には「親の会」開催

ウ 市町依頼事項

- ・ 市町内の困難を有する子ども・若者及びその家族に対する広報

## 10 三ヶ日青年の家海洋活動再開

### (1) 海洋活動全面再開までの考え方

平成 28 年度については、安全体制に万全を期すため、年齢の高い団体※から段階的に再開。 ※ 再開予定時期:4/25～成人団体・大学生、5/9～高校生・中学生、6/1～小学生

### (2) 所員の指導力向上及び県民への理解浸透のための取組

ア 海洋活動緊急対応訓練(毎月実施)の利用者等への公開、カッター体験会実施

イ 利用団体指導者を対象に海洋活動実施エリア見学会の実施

### (3) 利用団体への周知

ア 28 年度予約団体宛に海洋活動再開案内の送付(3月下旬)

イ 海洋活動実施希望団体の指導者に対して、海洋活動指導者研修会(4月～7月まで毎月2回実施)の参加を義務付ける。

## Ⅲ コミュニティ・スクール関連事業

担当：教育委員会 義務教育課

### 1 しずおか型コミュニティ・スクール推進事業

(※一部国庫補助事業：学校・家庭・地域の連携協力推進事業)

平成 26 年度に静岡県が掲げる「有徳の人」の育成に向け、コミュニティ・スクールの導入促進を核とした「地域とともにある学校づくり」検討委員会を設置し、6回の会議を経て提言を取りまとめた。その提言を受け、学校・地域・家庭が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるために始まった事業である。

平成 27 年度には「しずおか型コミュニティ・スクール推進会議」を4回行い、静岡県における地域とともにある学校づくりに向けた報告書をまとめ、「しずおか型」コミュニティ・スクールについて定義付けをした。

《「しずおか型」コミュニティ・スクールの定義》

以下の3要件を満たす学校を「しずおか型」コミュニティ・スクールとする。

- ① 学校経営構想(グランドデザイン)において地域との連携・協働を明記
- ② 地域固有の資源の活用とバランスの取れた「有徳の人」の育成を志向
- ③ 保護者・地域住民による学校運営への「実質的な」参画

#### (1) 学校運営協議会の導入(コミュニティ・スクール)や「しずおか型」コミュニティ・スクールに向けた取組への支援拡充

H27 3市41校 → H28 5市58校(政令市を含む)

ア 「地域とともにある学校づくり」推進フォーラムの開催

イ 学校・地域の連携推進研修会の開催(社会教育課と共催、県内5会場)

ウ 各市町教育委員会、学校等への訪問

#### (2) 学校運営協議会導入後の取組への支援

CSディレクターの配置に係る経費負担、学校運営協議会委員、教職員、地域住民等を対象とした研修会の開催により、学校運営協議会導入後の運営体制づくりを支援

(3) しずおか型コミュニティ・スクール連絡協議会

- ・ 趣 旨 社会総がかりで子どもたちを育む環境づくりの推進に向けて、学校と地域の連携・協働体制の確立や学校支援に関すること、コミュニティ・スクール、関係機関との連携、地域人材の活用等について、情報交換等を行い、今後の連携・協働の充実を図る。
- ・ 期 日 5月31日、2月を予定
- ・ 内 容 各市町における実践や課題等について情報交換、県外視察等
- ・ 参加者 市町教育委員会担当、学校関係者、学校支援ボランティア 等

## 2 スクールカウンセラー活用事業

(1) 目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、その専門性を生かし、学校における教育相談機能を高め、いじめや不登校など問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図る。

(2) 平成28年度事業概要

ア スクールカウンセラー等の配置等

- (ア) 配置校 全小中学校に配置
- (イ) 委嘱者 臨床心理士、大学教授等、教育カウンセラー等 121人
- (ウ) 配置方法 原則として、中学校区を一人のスクールカウンセラーが担当
- (エ) 任用について
  - ・ 募集  
県教育委員会がホームページにて選考・登録案内を掲載し、募集を行う。
  - ・ 選考  
新規任用希望者は、面接により選考する。前年度任用者については、配置学校長の勤務評価をもとにして選考する。

※評価

各学校長による勤務評価をもとに県教育委員会が評価する。

## 3 スクール・ソーシャルワーカー活用事業

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が

置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。

- ・ 平成28年度の配置 全33市町（国庫1／3補助）
- ・ 委 嘱 者 社会福祉士、精神保健福祉士等 33人
- ・ 運営協議会 年2回開催（4月、2月）
- ・ スキルアップ研修会 年3回開催（5月、6月、10月）

#### **IV 防災教育関連事業** 担当：教育委員会 健康体育課

##### **1 防災教育推進のための連絡会議**

開かれた学校づくりを進め、地域と連携した防災教育の展開や学校防災体制の整備等について協議するため、学校・地域（自主防災組織）・市町防災担当課等で構成される「防災教育推進のための連絡会議」を定期的に開催する。

この連絡会議を通して、地域の人材や教材を積極的に掘り起こし、地域に根ざした防災教育の推進を図る。

###### (1) 協議事項

- ・ 学校が避難所になった場合の対応
- ・ 地域で実施する学校と連携した防災訓練の内容等
- ・ 地域の人材や災害の歴史等を活用した防災教育

#### **V 特別支援教育関連事業** 担当：教育委員会 特別支援教育課

##### **1 交流及び共同学習**

学校の所在地域や、幼児児童生徒の居住地における交流及び共同学習を推進することを通して、特別支援学校の幼児児童生徒が生活経験を広め、社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、幼稚園、小・中学校、高校の幼児児童生徒や地域の人々が、障害のある幼児児童生徒に対する理解を深める。

###### (1) 学校の所在地域における交流及び共同学習

- ア 特別支援学校の所在地域の幼稚園、小・中学校、高等学校と提携し、幼児児童生徒が学校行事や学習などの学校教育の一環として活動を共にする。
- イ 幼児児童生徒の発達段階等一人一人の実態や学校・地域の実情に応じて活動する。
- ウ 特別支援学校は、学校の所在地域の人々が教育活動に参加する機会を積極的に設ける。

###### (2) 幼児児童生徒の居住地における交流及び共同学習

- ア 特別支援学校の幼児児童生徒が居住する地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校と提携し、各学校の幼児児童生徒同士が、学校教育の一環として

活動を共にする。

- イ 幼児児童生徒の発達段階等、一人一人の実態や学校・地域の実情に応じて活動する。
- ウ 幼児児童生徒が、学ぶ姿勢や生活する姿勢を相互に高めるとともに、居住地域の一員としての仲間意識をはぐくむ。
- エ 特別支援学校の幼児児童生徒は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育活動にとどまらず、その居住地域で行われる様々な行事等の活動に積極的に参加する。

## Ⅵ 静岡県における人づくり事業

担当：文化・観光部 総合教育課

### 1 人づくり地域懇談会

人づくり推進員による、家庭や地域における子育てや人づくりへの助言を通じて、静岡県が進める「人づくり」への県民の理解を深めるとともに、県民自らが行う人づくり実践活動を促進する。

#### (1) 概要

学校や地域で開催される人づくり地域懇談会において、県が委嘱した人づくり推進員が園児、児童の保護者や地域住民に対して、子育てやしつけ等に関する助言や啓発を行う。

#### (2) 実績等

人づくり地域懇談会	H28計画 300回 H27実績 293回 H26実績 298回 (H12からの累計実績4,092回)
人づくり推進員	委嘱数 99名

## Ⅶ 子ども・子育て支援関連事業

担当：健康福祉部 こども未来課

### 1 静岡県こども会連合会

#### (1) 概要

区分	内容
設立	昭和27年12月20日（平成24年4月2日：一般社団法人化）
代表者	会長 河本 功(平成17年5月～) ※副会長 荻野 克雄、石垣 秀士、鈴木 詔一 ※事務局長 小長谷 聡
会員数 (H27.4.1)	市町子ども会連合会：24(20市4町) 単位こども会：2,627



## (2) 活動内容

### ア 連合会事業

- ・ 子ども会育成研修会、子ども会指導者研修会の実施
- ・ 子ども会活動振興研究会の開催
- ・ 児童館構成員を対象とした研修会の実施
- ・ 「子ども会活動体験記」、「チャレンジ冒険遊び事業体験記」表彰、体験記集発行
- ・ チャレンジ冒険遊び事業の実施
- ・ 「県子連だより」の発行(年1回) ほか

### イ 安全共済会推進事業

- ・ 共済会加入手続き、共済金請求事務
- ・ 安全教育指導者養成研修会(県内3か所) ほか

### ウ 受託事業

- ・ 父親参加型交流会開催事業(こども未来課)
- ・ こども「体験」「交流」推進事業(こども未来課)
- ・ 青少年団体育成総合推進事業(社会教育課)

### エ 表彰関係

- ・ 県子連大会表彰(知事表彰等) ほか

## 2 放課後児童クラブ

### (1) 目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

### (2) 概要

区分	内容
実施主体	市町、社会福祉法人等
対象	保護者が労働等で家庭にいない小学生
専用区画 (生活スペース)	児童1人当たり概ね1.65㎡以上
開所時間	小学校の授業の休業日 8時間以上 小学校の授業の休業日以外の日(平日) 3時間以上
開所日数	原則1年につき250日以上
支援の単位 (児童の集団の規模)	概ね40人以下
職員	一の支援の単位ごとに放課後児童支援員2人以上 (うち1人については補助員でも可)

## 3 児童館

### (1) 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

## (2) 概要

区分	小型児童館	児童センター	
		児童センター	大型児童センター
設置者	市町、社団・財団法人、社会福祉法人、その他の者		
機能	遊びを通し健全育成指導。児童健全育成地域組織化(子ども会・母親クラブ)。	左の機能に加え、体力増進の指導機能。	左の機能に加え年長児童に対する育成機能を有する。
基準面積	217.6 m <sup>2</sup> 以上 (相談室、創作活動室を設けない場合は185.12 m <sup>2</sup> 以上)	336.6 m <sup>2</sup> 以上 (相談室、創作活動室を設けない場合は297 m <sup>2</sup> 以上)	500 m <sup>2</sup> 以上 野外での体力増進指導に要する広場を有する。
設備	<u>集会室・遊戯室・図書室・便所</u> ・相談室・創作活動室等(下線は必置条件)	左に加え体力増進器具	左に加え年長児用設備(スタジオ・アトリエ等)
職員	遊びを指導する者 2名以上	左に加え、必要に応じ体力増進指導員、年長児童指導者を置くことが望ましい。	

※ 児童館の設置運営要綱(平成2年8月7日付け厚生省発児第123号厚生事務次官通知より)

## 4 地域活動連絡協議会

### (1) 概要

区分	内容
目的	単位母親クラブ相互の交流を深め、事業等を行うことにより活動の拡充発展を図り、県内各地域における児童健全育成の推進に寄与する。
設立	昭和58年10月14日
代表者	会長：加納永子(平成17年5月～) 副会長：五條わか代、大川美津江
会員数 (H27.4.1)	6クラブ(4市：富士宮市2、伊東市1、島田市2、牧之原市1)

※全国地域活動連絡協議会(加盟33-都道府県28・政令市4・中核市1)(平成27年4月1日現在)

### (2) 活動内容

- ア 子育て支援者向け研修会
  - ・ 講演会、実技講習等の実施(年4回)
- イ 全国一斉遊び場安全点検
  - ・ 全国一斉に各地区公園の点検及び遊具の点検を実施
- ウ 子どもサンタ交通安全啓発活動
  - ・ 交通安全の呼びかけ

- ・ 手づくりマスコットの配布
  - ・ 交通安全教室の実施
- エ 表彰関係
- ・ クラブの会員・団体を対象とした表彰
- オ 地域活動指導者全国大会
- ・ 開催日 平成 28 年 2 月 18 日（木）～2 月 19 日（金）
  - ・ 会 場 名古屋市「ホテルメルパルク名古屋」
  - ・ 講 演 「あそびの中で育つ子供たち ～かかわり合って育まれる力～」
  - ・ 講 師 劇団風の子 中部代表 西川 典之 氏ほか

## Ⅷ 母子、寡婦及び父子の福祉関連事業

担当：健康福祉部 こども家庭課

### 1 子どもの貧困対策関連事業

「子どもの貧困率」は 16.3%(平成 24 年)と過去最悪を更新し、特にひとり親世帯については 54.6%(平成 24 年)と深刻な状況にある。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律 (H26. 1. 17 施行)」及び「子供の貧困対策に関する大綱 (H26. 8. 29 閣議決定)」に基づき、平成 28 年 3 月に「静岡県子どもの貧困対策計画」を策定した。

#### (1) 取組の方向性

貧困の連鎖を断ち切るため、関係機関等との連携のもと、子どもの貧困の状況を適切に把握しながら、子どもの貧困対策を「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の 4 つの体系のもと推進していく。

#### (2) 数値目標

項 目	現 状	目 標
スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校)	4 市 3 町及び各教育事務所 (計 2 箇所)(H26)	全市町に配置
生活保護世帯の子どもの の高校等進学率	83.6%(H26)	本県の全体平均を目指す 98.4%(H26)
ひとり親年間就職者数	2,046 人(H26)	2,400 人
ひとり親家庭に対する経 済的支援制度の認知度	計画本文 P9 経済的支援制 度認知状況(H26)	現状以上

### 2 第三次静岡県ひとり親家庭自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、ひとり親家庭への支援の充実を図るため、平成 27 年 3 月に「第三次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」を策定した。

### (1) 取組の方向性

ひとり親家庭の自立には「収入を得るための安定した仕事の確保」及び「心身ともに豊かな子どもを育てること」の2点が最も重要である。

就業のための支援をはじめ、経済的支援、日常生活支援、相談支援など、ひとり親家庭に対する総合的な支援を行っていく。

### (2) 数値目標

項 目	現 状 (H25)	目 標
母子家庭等就業・自立支援センター利用者数	ひとり親家庭の 18% (6,859名)	ひとり親家庭の 20%以上
ひとり親の年間就職者数	2,154人	2,400人
母子家庭等就業・自立支援センターにおけるひとり親に対する求人登録数	2,468件	2,800件
母子・父子自立支援員の設置市数	5市	全 市
家庭生活支援員研修受講者数	13人	30人
ひとり親家庭に対する支援制度の認知度	「生活向上事業を知らない：68.5%」(H26)等	認知度を現状より 向上

## Ⅸ 男女共同参画関連事業

担当：くらし環境部 男女共同参画課

### 1 あざれあ学校セミナー

目 的：男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を発揮することができる教育を推進する。

対 象：小・中・特別支援学校等の児童・生徒・保護者・教職員等

連携先：県教育委員会、市町教育委員会

概 要：平成28年度は、県東部又は伊豆地区の小・中学校を対象に、テーマを「もっと知ろう！男女共同参画！」とし、基礎的な内容で講座を開催する予定である。

### 2 デートDV防止出前セミナー

目 的：大学生・専門学校生・高校生を対象に、若い世代のカップルに起こる「デートDV」について、現在も、また将来においても加害者にも被害者にもさせないことを目的に、出前講座を実施する。

対 象：大学生、専門学校生、高校生

連携先：大学、専門学校、県教育委員会

概 要：平成28年度は、演題を「デートDVを防ぐために～対等な関係を目ざし

て～」として、県内の高校・大学・専門学校 19 校での実施を予定している。